

かでは、全く労働組合問題に觸れておられない。由為に鈴木友愛會長は、此の協調會への協力を拒否して、「協調には當事者に對等の實力即ち多數労働者の永久團結の力を要す」吾人は資本主義經濟組織の存続する限り、労働問題の解決には労働組合の組織が必須の手段にてその善導が國家の一大任務なり」と宣言したのである。しかし大正七年内務省救濟事業調査會は、床次内相の「資本と労働との調和施設」の諮問に對して、「労働組合は自然の發達に委ねよ」といふ答申を出してあるが、協調會は、その設立後常務理事たる桑田松岡博士は、直ちに労働組合問題の研究に着手し、大正九年初頭の第一回理事會及び評議員會に報告してある。また同年七月富士瓦斯

紡績會社押上工場のストライキで労働組合権の承認を要求したのに對して、「堅實なる労働組合の發達は、本會の主張する勞資協調の目的を貫徹する一方法である」と明答してある。

かくして協調會は、労働組合の育成促進に積極的に努めたのであるが、そのうち代表的なものとして次の三點を挙げることが出来る。

(一)労働組合法制定運動　この最も特徴的なものは、本誌中に記録した通り、昭和四年前後桑田常務理事によつて全国的に展開された。(文明協會編「労働組合法案批判」、鐵網統制會編「労働組合法案に関する研究」参照)。また社會政策審議會委員として政府法案の作成に参